明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○万国郵便連合憲章の第八追加議定書（一三）　三
○万国郵便連合一般規則の第一追加議定書（一四）　六
○万国郵便条約（一五）　三五
○郵便送金業務に関する約定（一六）　五
○南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（一七）　六九
〔省令〕
○国際郵便規則の一部を改正する省令（総務一一六）　六
〔告示〕
○万国郵便条約の施行に伴う小包郵便に関する施行規則の件等を廃止する件（総務五五〇）　六
○日本国による万国郵便連合憲章の第八追加議定書の批准並びに万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件（外務五七〇）　六
○南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の効力発生に関する件（同五七一）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇万国郵便連合憲章の第八追加議定書（条約第一三号）（外務省）

この万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項について所要の変更を加えるため、憲章を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　連合の文書において使用される用語の定義を追加する。（憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の二関係）

2　「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換える。（憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の二等関係）

◇万国郵便連合一般規則の第一追加議定書（条約第一四号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項について所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　大会議の職務を追加する。（一般規則の追加議定書第一条により追加される一般規則第一〇一条の二関係）

2　「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換える。（一般規則の追加議定書第二条により改正される一般規則第一〇二条等関係）

3　翻訳費用の滞納について、分担金の滞納に関する規定を一部準用する。（一般規則の追加議定書第二〇条により改正される一般規則第一二八条関係）

4　一時的な分担等級の引上げを可能とする規定を追加する。（一般規則の追加議定書第二一条により改正される一般規則第一三〇条関係）

◇万国郵便条約（条約第一五号）（外務省）

この条約は、国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　条約

㈠　国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）

定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の所属、料金、郵便切手、違反行為等について規定している。

㈡　通常郵便及び小包郵便に適用される規則（第二部）

(1)　業務の提供（第一章関係）

基礎業務、追加の業務、引き受けられない郵便物及び禁制、調査請求、税関検査及び関税その他の課金等について規定している。

(2)　責任（第二章関係）

加盟国及び指定された事業体の責任及び賠償金並びに免責、差出人の責任、賠償金の支払等について規定している。

(3)　通常郵便に関する特別規定（第三章関係）

外国における通常郵便物の差出しについて規定している。

㈢　補償金（第三部）

(1)　通常郵便に関する特別規定（第一章関係）

到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。

(2)　その他の規定（第二章関係）

航空運送料、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限について規定している。

㈣　最終規定（第四部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2　最終議定書

条約の規定に対する留保を内容としている。我が国は、点字郵便物についての郵便料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付している。（第三条及び第一三条関係）

◇郵便送金業務に関する約定（条約第一六号）（外務省）

この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一部第一章）

㈠　この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している。（第一条関係）

㈡　この約定において使用される用語を定義している。（第二条関係）

㈢　加盟国は、郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を連合に通報する旨規定している。（第三条関係）

㈣　加盟国及び指定された事業体の役割を規定している。（第四条及び第五条関係）

㈤　資金の所属、資金洗浄等に係る犯罪への対処、個人情報の秘密性、技術的中立性（郵便送金業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと。）について規定している。（第六条～第九条関係）

2　一般原則及び業務の質（第一部第二章関係）

ネットワークを通じた利用の容易さの確保、資金の分離、郵便送金指図の実施、料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及び業務の質について規定している。